

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人本人の上告趣意のうち憲法三八条違反をいう点は、記録によれば被告人の所論自白調書の任意性を疑わせる証跡は認められないから、所論は前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年九月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一